

# ＜タイ労務情報＞

## ビザ(外国人滞在許可)と会計

2008年12月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

## 目 次

1. 法令名 .....	1
2. 法令の趣旨と背景 .....	1
3. 日系企業への影響 .....	3

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地会計コンサルティング会社Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.に作成委託し、2008年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32  
Tel: 03-3582-5017

## <タイ労務情報>

### ビザ（外国人滞在許可）と会計

#### 1. 法令名

ORDER OF ROYAL THAI POLICE NO.777/2551  
RE: REGULATION AND CONDITIONS FOR CONSIDERATION IN CASE  
OF THE FOREIGNER APPLYING FOR PERMISSION TO STAY IN THE  
KINGDOM TEMPORARILY

外国人の王国における一時的滞在許可申請に対する審査の規則と条件に関する警察局令 NO .777/2551

#### 2. 法令の趣旨と背景

日本人がタイ国に所在する子会社、関係会社、支店、駐在事務所等で任務に当たる場合、移民法（IMMIGRANT ACT）に基づき、移民局（入国管理局とも呼ばれ、内務省警察組織の一部である）から滞在許可（ビザ）を取得するとともに、外国人職業規制法（ALIEN OCCUPATION ACT）に基づき、労働省雇用局から労働許可を取得しなければならない。滞在許可と労働許可は、法律と監督官庁が異なるものの、両者は制度的に対を成し、ビザが更新できないと労働許可も更新できない仕組みになっている。したがって、日本人駐在員にとって、ビザの更新と労働許可の更新は、非常に重要な手続きである。

上記法令は、ビザの更新手続きを一部改定する目的で発せられている。

ビザの更新について、移民局は、おおむね以下の事項をチェックする。

- (1) 月給が 50,000 バーツ以上あること。
- (2) 会社の払込資本が外国人 1 人につき 200 万バーツあること。
- (3) 前年度の財務諸表によって事業が健全に継続できる状況にあることが明らかであること。

- (4) 外国人1人につき、常勤のタイ人従業員が4人いること。
- (5) ただし、支店や駐在事務所に関しては、上記(2)(3)は適用せず、また(4)に関しては外国人1人につきタイ人1人の比率とする。

いずれの条件も重要であるが、今回の改定は、上述下線部分についてである。改定前は、「前年度の財務諸表上における株主持分が100万バーツ以上あること」となっていた。「株主持分」とは、貸借対照表上の貸方（右側）負債の下に位置する「資本」のことである。改定前は、「資本金額（資本金プラス剰余金、または資本金マイナス欠損金）が100万バーツ未満となった場合、ビザの更新を許可しない」という条件であった。

今回の改定に伴い、「事業が健全に継続できる状況であること」が判断基準となった。具体的には、以下の事項が調査され判断される。

- ①財務諸表に対して監査人が事業の継続に関する限定意見を表明していないこと。
- ②貸借対照表、損益計算書によって、事業に動きがあることが明確に示されていること。
- ③付加価値税または特定事業税の申告を毎月行っていること。
- ④源泉個人所得税の申告を毎月行っていること。
- ⑤社会保険料の申告を毎月行っていること。

これら調査項目の内、下線の①は、以下の会計や監査の知識が必要である。

## 会社事業の継続に関する限定意見とは

会社の会計は、会社が今後も事業を継続することを前提条件とする。この前提条件を「継続企業公準」(GOING CONCERN CONVENTION)といい、減価償却や未払い費用や未収収益の計上、取得原価での資産の計上などがこの公準に基づいて行われる会計処理である。監査人（公認会計士）は、その企業の事業が今後も継続して行われることに疑問が生じた場合、親会社あるいは主要株主等からその会社の事業に対する継続や支援の意思をレターで確認するとともに、「会社が事業を継続することを条件として」という条件付きで監査意見を表明することが一般的である。このような監査意見を「会社事業の継続に関する限定意見」という。監査人が事業継続に疑問を持つケースとは、一般的には、損失が連続し、債務超過あるいはそれに近い状態になっている場合が考えられる。そのような状態になった場合に監査人の限定意見を避けるためには、債務免除や増減資等によって、財政状態を改善する手当てを決算日前に実行しておく必要がある。

改定後のこのビザ延長条件に従えば、債務超過あるいはそれに近い状態にある会社は、監査人から事業継続に関する限定意見を発せられ、日本人駐在員のビザの更新がタイ国内ではできなくなる。更新ができない場合、ビザの期限前にタイを出国し、外国で新しいビザを取得して入国し、90日間の滞在許可を空港で入手し、その滞在許可にあわせて労働許可を更新するという作業を繰り返さなければならず、時間的にも費用的にも負担が増すことになる。

### 3. 日系企業への影響

現在の経済不況下にあり、日系企業にかかわらず多くの企業が経営成績を悪化させ、欠損金の計上を余儀なくされている。この経済不況が長引けば、欠損の累積によって株主持分が逡減し、債務超過あるいはそれに近い状態に陥る可能性が生ずる。特に資本金の小さい中小企業は注意を要する。

(報告書作成委託先現地会計コンサルティング会社：Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.)